

中間物等の実績報告書の提出について

平成23年3月

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第4号の規定に基づく確認（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品に係る事前確認）を受けた物質については、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和49年厚生省・通商産業省令第1号。以下「届出省令」という。）第3条の2に規定されている報告書（以下「実績報告書」という。）を毎年度6月末日までに3部、以下の提出先に郵送に直接御提出下さい。

なお、平成23年4月1日から実績報告書の様式が変更となっておりますので、ご注意ください。

【提出先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬食品局審査課化学物質安全対策室

注) 実績報告書の作成にあたっては、届出省令のほか別途公表している「中間物等の実績報告書に係る記載例について」を御参照下さい。

【本業務を担当する省の担当課室】

厚生労働省医薬食品局審査課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111（内2427）
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-0605
環境省総合環境政策局環境保管理健部企画課化学物質審査室
TEL：03-3581-3351（内6328）